「交通統計」における用語の定義

1	交通事故	道路交通法第２条第１項第１号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。
2	死亡（死者）	交通事故によって、発生から24時間以内に亡くなった場合（人）をいう。
3	重傷（重傷者）	交通事故によって負傷し、１箇月（30日）以上の治療を要する場合（人）をいう。
4	軽傷（軽傷者）	交通事故によって負傷し、１箇月（30日）未満の治療を要する場合（人）をいう。
5	第１当事者	最初に交通事故に関与した車両等（列車を含む。）の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。
6	第２当事者	第１当事者の相手になった者で過失が軽い者をいい、また過失が同程度の場合には人身損傷程度が重い者をいう。
7	事故類型	事故をまず当事者の種類（人又は車両等又は列車）によって分類し、次いで当事者の事故時の行動等（動き、位置、衝突物等）によって更に細かく分類したものである。
8	状態	当事者の事故当時の状態（自動車運転中、自動車同乗中、歩行中等）をいう。また、「乗車（用）中」とは、運転中と同乗中の合計をいう。
9	昼	日の出から日没までの間をいう。
10	夜	日没から日の出までの間をいう。

11　「交通統計」の第１編～第２編における車両の定義は以下のとおりである。

(1)　自動車

道路交通法施行規則第２条に定める大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車。

(2)　自動二輪車

道路交通法施行規則第２条に定める大型自動二輪車及び普通自動二輪車。

(3)　原動機付自転車、軽車両、自転車

道路交通法第２条の定義による。

(4)　ミニカー

道路交通法施行規則第２条に定める普通自動車のうち総排気量が50cc以下又は定格出力が0.6kw以下のもの。

(5)　原付以上

自動車、自動二輪車及び原動機付自転車

(6)　二輪車

自動二輪車及び原動機付自転車

(7)　軽自動車、小型二輪車、軽二輪車、第二種原動機付自転車、第一種原動機付自転車

道路運送車両法の規定による。

(8)　トレーラー

けん引する構造及び装置を有する車両（車両総重量が750キログラムを超えるもの。）が連結されている状態のもの。

12　高　速　道　路　　高速自動車国道及び指定自動車専用道路をいう。

13　高速自動車国道（高速国道）　　国道自動車国道法第４条第１項に規定する高速自動車国道をいう。

14　指定自動車専用道路（指定自専道）　　道路交通法施行令第42条第１項に規定する自動車専用道路をいう。

15　統計表の記号の意味

「０」又は「0.0」　単位未満であること。

「－」　皆無であること又は当てはまる数字のないこと。

「…」　資料がなく不明であること。

「▲」　減少

16　数字は単位未満で四捨五入してあるため、合計等が内訳の数字の和と一致しない場合がある。